第一章の章名を次のように改める。

第一章　趣旨及び基本方針

第一条第一項中「（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「（特別区を含む。以下同じ。）」を削り、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条　基準該当介護予防支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第百十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二条（第三十二条において準用する場合に限る。）及び第三条（第三十二条において準用する場合に限る。）の規定による基準

二　法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条第一項及び第二項（第三十二条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十二条（第三十二条において準用する場合に限る。）並びに第二十六条（第三十二条において準用する場合に限る。）の規定による基準

三　法第百十五条の二十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二条及び第三条の規定による基準

四　法第百十五条の二十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条第一項及び第二項、第五条、第二十二条並びに第二十六条の規定による基準

五　法第五十九条第一項第一号又は第百十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十九条第二項第一号及び第二号並びに第百十五条の二十四第三項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第四条第二項中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第十二条第一号中「第百四十条の六十六第四号」を「第百四十条の六十六第五項」に改め、同条第四号中「第一章」を「第一条の二」に改める。

第三十条中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第三十二条中「第一章」を「第一条の二及び第二章」に改め、「（法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）」を削り、「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第四条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五号中「第四十七条第三項」を「第四十七条第四項」に、「第五十九条第三項」を「第五十九条第四項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第四十二号

株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第十八条第八項及び第九項並びに第十九条第二項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則

（議事録）

第一条　株式会社海外需要開拓支援機構法（以下「法」という。）第十八条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　議事録は、書面又は電磁的記録（法第十八条第九項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。

3　議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　海外需要開拓委員会（以下この項において「委員会」という。）が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二　委員会の議事の経過の要領及びその結果

三　決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名

四　法第十八条第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

（署名又は記名押印に代わる措置）

第二条　法第十八条第九項の経済産業省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三条　法第十九条第二項第二号の経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例）

第四条　法第十八条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外需要開拓支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

2　機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを、機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。

（身分を示す証明書）

第五条　法第三十八条第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行する。